

登録型本人通知制度に登録しましょう

市民課 73-3005

本人通知制度とは

住民票の写しや戸籍謄本などを、本人の代理人や第三者※に交付した場合、事前に登録していた本人に対して、その事実を郵送により通知する制度です。

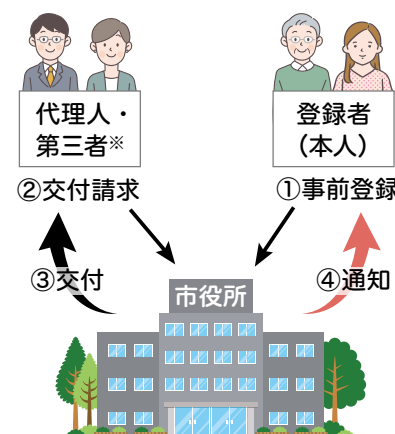
不正請求や不正取得の抑制、個人の権利侵害の防止を目的としています。

※第三者…弁護士や司法書士などの職務上請求が認められている人や、その他義務履行や権利行使の正当な理由のある人

対象 市内に住民登録や本籍がある人

申請先 市民課または各支所
※マイナンバーカードなど、本人確認ができるものを持参してください。
※郵送による申請も可能です。

⚠ 住所の異動や転籍などで登録内容に変更があった場合は、変更届を提出してください。通知が届かなくなります。



制度の詳細はこちら

最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加支給を行います

福祉課 73-3015
最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付相談センター 0120-179-445

対象世帯

- 平成25年8月～平成30年9月に、三豊市で生活保護を受給したことがある全ての世帯
- 平成30年10月～令和8年3月に、三豊市で生活保護を受給したことがある世帯のうち、次に当てはまる世帯
 - ・一定期間、入院や入所をしていた
 - ・障害者加算が算定されていた
 - ・期末一時扶助費が算定されていた

※亡くなられた人は、支給の対象外です。

支給額

生活扶助基準の「新たな水準」と「従来の水準」との差額

※受給されていた人の世帯構成や受給期間、扶助内容によって異なります。



▲概要はこちら



▲申し出方法などはこちら

対象となるが、現在生活保護を受給していない世帯は、当時の世帯主からの申し出が必要です。
※生活保護受給中の世帯は、申し出は不要です。

必要書類

- ・当時、生活保護を受給していた世帯全員の戸籍謄本（全部事項証明書）の写し
- ・身分証明書
- ・振込口座が確認できるもの（通帳、キャッシュカードなど）

申出期間 8月3日（月）～令和9年7月31日（土）

申出先 福祉課

※他の自治体で生活保護を受給していた世帯は、当時生活保護を受給していた自治体へ申し出てください。

8月から市からの通知をスマートフォンで受け取れます

デジタル推進室（総務課内）
73-3000

市から送付する一部のお知らせは、8月からスマートフォンで受け取れます。本サービスは、マイナンバーカードを利用して本人確認を行うため、個人情報を含む通知も安全に受け取ることができる、便利な新しい通知サービスです。

スマートフォンで通知を受け取ると…

- ・郵便を待たずに、いつでもどこでも確認ができます。
- ・紙の保管や紛失の心配が少なく、過去に受け取った通知の確認も可能です。



受け取り可能な通知

- ・保育施設の保育料の決定通知
- ・公立保育施設の延長保育料の決定通知
- ・児童扶養手当関係の通知

※市に住民登録のある人が受け取ることができます。

※通知に表示される氏名や住所は、マイナンバーカードに登録されている文字を使用します。

受け取れる通知は、今後順次拡大予定です！

利用の流れ

- ①「xID」アプリをダウンロード
 - ② マイナンバーカードで本人確認をして、利用登録する
 - ③ 三豊市のデジタル郵便受け（スマートポスト）に登録する
- ※登録後は、対象となる通知が送付された際に、必ずアプリへ通知が届きます。
※アプリのダウンロードや通知の受信にかかる通信料は、利用者負担となります。



[iOS]



[Android]

▲「xID」の登録はこちら

登録に必要なもの

- ・スマートフォン
- ・マイナンバーカード
- ・登録用メールアドレス
- ・署名用電子証明書の暗証番号（マイナンバーカードの受取時に設定した6～16桁の暗証番号）



▲登録方法やサービス内容の詳細はこちら

令和7年度 情報公開制度および個人情報保護制度の運用状況

総務課 73-3000

情報公開制度

公開請求件数合計		170 件
うち	市長部局	160 件
	教育委員会	8 件
	議会事務局	1 件
	みとよ市民病院	1 件

公開件数合計		57 件
うち	市長部局	53 件
	教育委員会	3 件
	みとよ市民病院	1 件

一部公開件数合計		63 件
うち	市長部局	58 件
	教育委員会	5 件

非公開件数合計		48 件
うち	市長部局	47 件
	議会事務局	1 件

取下件数合計		2 件
うち	市長部局	2 件

個人情報保護制度

開示請求件数合計		40 件
開示件数		16 件
一部開示件数		23 件
不開示件数		1 件

